

## 新丸山ダム環境調査検討委員会規約 (改訂版)

(名 称)

### 第1条

本会は、「新丸山ダム環境調査検討委員会」(以下、「委員会」という。)と称し、その組織及び運営については、この規約に定めるところによる。

(目 的)

### 第2条

委員会は、国土交通省中部地方整備局が実施している新丸山ダム建設事業におけるダム事業による自然環境への環境保全措置、環境配慮事項等について、事業者への助言及びその実施状況の監視を行い、自然環境への影響の低減を図ることを目的とする。

(委員会)

### 第3条

1. 委員会には委員長をおく。委員会の構成は、別表のとおりとする。
2. 委員の互選によって委員長を置き、委員長は議事を進行し、会務を統括する。
3. 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
4. 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
5. 委員長は、委員会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
6. 委員の任期は委嘱のあった日から2年間とし、再任を妨げないものとする。

(情報公開)

### 第4条

委員会は原則公開とし、その方法等は別途定める。

(所掌)

### 第5条

委員長は、新丸山ダム工事事務所長(以下、「事務所長」という。)からの要請を受けて委員会を招集し、以下の項目について助言を行うものとする。

なお、これ以外の事項についても、事務所長から要請があった場合には、助言を行うものとする。

- ア. 影響検討項目に関すること
- イ. 調査及び予測手法に関すること
- ウ. 調査及び予測の結果の評価に関すること

(委 任)

第6条

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第7条

1. 委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局新丸山ダム工事事務所に置く。
2. 事務局は委員長の指示を受け、委員会の事務を行う。

(附 則)

この規約は、平成18年3月10日から施行する。

平成26年1月28日 一部改定

令和8年6月22日 一部改定

## 新丸山ダム環境調査検討委員会の情報公開について

新丸山ダム環境調査検討委員会（以下「委員会」という。）規約第4条に基づき「情報公開」の方法等を下記のとおり定める。

### （議事）

- ・ 議事は原則公開とする。ただし、委員会の円滑な運営を図るため、ビデオ、カメラ等の撮影は、委員長等の挨拶までとする。
- ・ 貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等については、非公開とする。

### （資料）

- ・ 資料は原則公表とする。ただし、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等に係る資料は委員にのみ配布する。
- ・ 公表資料は、後日ホームページで閲覧できるようにする。

### （議事録）

- ・ 議事録は検討会終了後、全委員の確認を得た上で、次回公開する。ただし、発言者の個人名は非公開とする。

＜別 表＞

## 新丸山ダム環境調査検討委員会

### 委 員 名 簿

(五十音順、敬称略)

| 氏 名         | 所 属 ・ 役 職 名          | 専 門               |
|-------------|----------------------|-------------------|
| 委員長 西 條 好 迪 | 自然学総合研究所 理事・顧問       | 植物                |
| 委 員 池 谷 幸 樹 | 世界淡水魚園水族館アクア・トリギフ 館長 | 魚類                |
| 委 員 大 塚 之 稔 | 日本野鳥の会岐阜 顧問          | 鳥類                |
| 委 員 梶 浦 敬 一 | ぎふ哺乳動物研究会            | 哺乳類<br>両生類<br>爬虫類 |
| 委 員 高 井 泰   | 岐阜県立加茂高等学校 講師        | 昆虫類               |
| 委 員 松 尾 直 規 | 中部大学 名誉教授            | 水質                |

(令和 8 年 6 月現在)